

令和 2 年 9 月 25 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月25日（最終日）

- 日程第1 認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第2 認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第3号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第5号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第7号 令和元年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第8 議案第64号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第66号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第67号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第68号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第14 請願第3号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第15 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第16 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第17 閉会中の継続審査（調査）について

## 2 会議に付した事件

日程第1から日程第17までの各事件

追加日程第1 議案第69号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第10号）

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
環境課長	富田和彦	保健介護課長	田中直之
住民課長	宮地利佳	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資
会計管理者兼出納室長	山本有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[ 開議 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る9月8日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

---

日程第1 認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第1、認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、準要保護児童生徒就学援助費の認定方法は、前年度と変更はあるか。答弁としまして、変更はありません。

次の質疑としまして、学校支援者補償保険を適用した事故件数は何件あったか。答弁としまして、ゼロ件です。

次に、社会教育課関係について。

質疑としまして、尾州廻船主内田家コンサート出演謝礼が予算より減額となった理由

は何か。また、徴収した参加費は出演者の謝礼などに含まれているのか。答弁としまして、減額の理由は、出演予定であった1名の方が体調不良により出演できなくなったためです。また、徴収した参加費は、教育費雑入としています。

次に、質疑としまして、尾州廻船主内田家の啓発グッズを製作しているが、かかった経費に見合う収入はあったのか。答弁としまして、グッズの売上収入は、製作にかかった総経費より少額となっています。

次に、学校給食センター関係について。

質疑としまして、学校給食運営協議会では、どのようなことを協議したのか。答弁としまして、給食費の会計などについて協議しました。

次の質疑としまして、賄材料費のうち、発注先である愛知県学校給食会に係る支出の割合は全体のどれくらいか。答弁としまして、支出は約3,400万円で、全体のおおよそ半分の割合です。

次に、住民課関係について。

質疑としまして、福祉医療費高額療養費等返納金は今後も発生するのか。答弁としまして、福祉医療費高額療養費等返納金の多くは、受給者が高額な治療を受けて高額療養費に該当した場合に町が受給者の加入する健康保険から高額療養費を受け取るものであるため、今後も発生します。

次の質疑としまして、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金のその他分5,533万2,000円のうち、住民負担軽減分3,500万円を除いた残りの2,033万2,000円の内訳は何か。答弁としまして、子ども医療などの福祉医療施策により、個人の医療費自己負担分を助成した場合、国及び県からの交付金が削減されるため、この削減分を補填するための繰出金です。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、離島最終処分場のダイオキシン類等測定結果の環境基準は問題ないか。跡地の有効利用は考えているのか。答弁としまして、日間賀島最終処分場は、今後も最終処分場としての利用を続けるため、現在、跡地利用は検討していません。篠島最終処分場は、施設廃止のための水質調査等を実施中ですが、具体的な跡地利用についてはまだ検討していません。

次の質疑としまして、生活環境改善事業でEM活性液を生産しているが、その効果はどのように検証しているのか。平成30年度まで行っていた河川への投入をやめて苦情な

どはないか。今後も河川への投入は行わないのか。答弁としまして、効果については、平成30年度にアンケート調査を行った結果、ぬめりが取れた、臭いが減ったとの回答が多くあったため、役場環境課等の窓口での配付を継続して行っています。河川への投入を中止した後の苦情はありません。今後の河川への投入については、今のところ予定していません。

次に、福祉課関係について。

質疑としまして、社会福祉協議会補助金の内訳は、全て人件費の補助か。答弁としまして、補助金の内訳は、事務局7人分の人件費のほかに福祉団体の助成等、他事業の委託金等も含まれています。

次の質疑としまして、児童遊園の遊具の点検は年に何回行っているのか。答弁としまして、業者委託により年1回実施しています。

次に、保健介護課関係について。

質疑としまして、障がい者通所施設歯科健診事業補助金について、健診結果で通所者に虫歯があった場合の治療に対する対応はあるのか。答弁としまして、知多郡医師会南部会が行う歯科健診事業について補助を行っているもので、治療に対する補助は行っていません。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る16日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、各区から要望のある樹木伐採について全て対応できたか。答弁としまして、樹木伐採要望は近年増加傾向にあり、全ての対応はできませんでしたが、限ら

れた予算の範囲内において、緊急性のあるものから順に処理をいたしました。

次の質疑としまして、公有財産購入費用地費とはどのような内容か。答弁としまして、愛知県が施行する都市計画道路豊丘豊浜線への町道接続のため、町道3195号線の道路用地として2.33平米を取得したものです。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、観光振興費において、前年度に比べ光熱水費が増えた理由は何か。答弁としまして、平成31年4月に日間賀島渡船ターミナルが供用開始されたことによるものです。

次の質疑としまして、漁村活性化総合対策事業費補助金について、当初予算と比較すると増額となっているが、その理由は何か。答弁としまして、漁業組合の庇改修工事等の2事業について、緊急的に事業を行う必要が生じたためです。

次に、防災安全課関係について。

質疑としまして、小型動力ポンプ積載車の購入費について、順次買い換えているのか。答弁としまして、町全体で30台あり、消防団と協議しながら、車両の古いものから順次更新しています。

次の質疑としまして、非常用食料及び保存飲料水は備蓄目標及び現在の備蓄数はどれだけか。また、保管場所はどこか。答弁としまして、町防災備蓄計画に食料4万7,800食、500ミリリットル入り保存水1万5,600本を目標に定めて整備を進めており、令和元年度末現在で食料約4万食、保存水約1万300本を備蓄しています。また、保管場所については、師崎避難所、役場本庁舎、内海防災センターのほか、各サービスセンターなどです。

次に、総務課関係について。

質疑としまして、コミュニティ活動補償保険料の補償内容と事故件数1件の内容は何か。答弁としまして、保険の補償内容としては、地域活動や社会福祉活動などにおいて、傷害事故があった場合に補償されるもので、主なものとして、傷害事故の場合で入院補償金1日3,000円、通院補償金1日2,000円が補償されます。事故件数1件の内容は、草刈り作業中に蜂に刺され通院したものです。

次の質疑としまして、被災地応援事業で派遣した職員の宿泊費と食事代は特別旅費で支払ったのか。答弁としまして、令和元年10月の台風19号で栃木市に被災地応援事業で派遣した職員には、特別旅費で食事代を含んだ宿泊料を支出しました。

次に、地域振興課関係について。

質疑としまして、空き家バンク制度補助金実績のうち、中古住宅購入費補助については、1件当たりの補助額が30万円であると思われるが、3件70万円の補助額の内容はどういうものなのか。答弁としまして、令和元年7月1日施行の空き家バンク制度補助金交付要綱の一部改正により、中古住宅購入費補助の補助額を20万円から30万円に増額しており、改正前が2件、改正後が1件で合計70万円となっています。

次に、検査財政課関係について。

質疑としまして、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料が前年度より増えているのはなぜか。答弁としまして、寄附総額が増えたことにより、取扱業務委託料が増額しました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

5番、内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

それでは、認定議案第1号 令和元年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

決算議会の意義は、議員必携にもあるように、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する。税金の使い方を決める予算審議とは、その使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行政運営の改善に役立てる重要な意義のある活動であります。

無駄を削り、不要不急の事業の負担を見直し、本当に必要なところにお金を回す立場

から、討論に参加します。

第1の問題点は、町税不納欠損、収入未済額の扱いが曖昧ではないかという問題です。

町税不納欠損額が平成30年度約556万円、令和元年度4,892万円です。収入未済額は、平成30年度2億1,652万円、令和元年度1億6,795万円としています。特に、不納欠損の扱いは町民から見ると透明性、納得性、妥当性の点で説明資料もなく、よく分かりません。

他市町では、債権回収の分野で市民を守るという視点で最大限尊重された債権管理条例を制定しているところがあります。そのような債権管理条例等も制定されておらず、債権管理委員会等の公的な町税管理の仕組みが不十分なのではないでしょうか。まずは、他市町が実施しているような不納欠損処理の実態を広報で町民に具体的に知らせ、税の公平・公正な納税管理の透明性を確保するべきです。

第2の問題点は、知多滞納整理機構への負担金支出はやめるべきという問題です。

滞納整理機構に対する負担金が25万円支出されているのが問題です。一定の回収実績はありますが、整理機構は、基本的に差押えを前提とした住民の生活実態の把握を二の次にする強制的な取立て組織になっていないでしょうか。直ちに撤退し、南知多町の税務課が債権者、住民に親身に寄り添い、払いたくても払えない方への解決策を住民と共に考える体制にするべきであると考えます。

第3の問題点は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金はやめるべきという問題です。

南知多町は、同盟会に毎年3,000円支出しております。リニア工事は、全体で9兆円投入し、国がそのうち3兆円を投資するという巨額な国費、県民負担を生む強引な計画です。既に2013年当時、JR東海の山田社長は、リニアは絶対ペイしないと記者会見で明らかにしたのは有名です。採算が取れず、地上新幹線との共倒れも予想されています。また、ルートは8割がトンネルです。大井川の水枯れ問題で、静岡県で大村知事の圧力でも、川勝知事はいまだに工事を進めようとしていません。既に切り進んだ、掘り進んだ残土処理の問題でも有害物質処理で問題になっています。原発と同じような将来に禍根を残すことが予想される負担金はやめるべきです。

あと2点指摘します。

第4の問題は、南知多町職員の労働安全衛生の徹底のための適正な労働時間管理がなされていない問題です。

この間、産業医の配置、面接指導の実施、衛生委員会の実施など、かなり前向きな改善がなされました。しかし、国も進めている時間外80時間、100時間の役場労働者の適正な労働時間把握のための客観的な記録方法であるタイムカードやICカードの導入がなされておりません。町長には、時間外労働の把握だけでなく、労働安全衛生法と労働基準法を守り、半田のような条件整備を急ぎ、役場職員の毎日の労働時間を正確に把握し、全役場職員の健康を守る職場にさせていただくことを期待するものです。

最後、第5の問題です。決算書に見られる負担金の支出は妥当性に疑問が残るという問題です。

昨年度決算で、私は犬山市のように負担金の検証調書を作成し、その効果と負担の見直しを図り、町民に対して透明性のあるものにすべきと提言しました。そのような文書は提出されていません。まだよく分からない負担金も、あまりにも決算全体の多岐にわたって多過ぎると感じます。町や県の連携で他人任せになる陳情にお金を出しているだけの支出があるなら、むしろこのお金を利用して、議長や町長が自ら国会や県に直接出掛け、南知多町の施策に関係する国の機関に働きかけてもいいのではないのでしょうか。毎年の慣習で支出するのではなく、犬山市のように負担金の検証調書を作成し、その効果と負担の見直しを図り、町民に対して透明性あるものにすべきであると考えます。

以上をもって反対討論を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、認定であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

## 日程第2 認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定

#### ○議長（藤井満久君）

日程第2、認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）**

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、決算額が黒字となっており、令和元年度の県の財政安定化基金からの借入金があるが、これを除いた場合はどうなのか。答弁としまして、令和元年度収支では2,118万円の黒字であり、財政安定化基金借入金は2,000万円であるため、借入金を除いても118万円の黒字となります。

しかし、平成30年度に3,500万円の借入金があり、その繰越金が令和元年度収支に含まれていますので、繰越金を除くと赤字になります。

次の質疑としまして、不納欠損額274万535円について、その件数と主な原因は何か。答弁としまして、行方不明21名、生活保護2名、死亡5名、生活困窮10名の合計38名です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田議員。

**○5番（内田 保君）**

それでは、認定議案第2号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

問題を2点のみ指摘します。

この決算会計には、私はずっと指摘しているように、令和元年度の国保運営協議会に15名の委員のうち5名の町議会議員が公益代表として参加していることは問題です。条例上は公益委員なのに、それが全て議員委嘱になっています。公益委員は、議員以外に多数見えます。直ちに改善すべきです。運営協議会は広く町民の声を聞く会であり、来年度からの国保税の原案は議員以外の町民の方からの声を積極的に聞き取る機会とすべきです。

議員は、議会という場で国保税額が妥当であるかどうかをチェックすべきです。議会提出前にあらかじめ町当局と税の談合につながるようなことは問題です。また、参加する報酬として1人6,300円の支出がされ続けていることも問題であります。本来、議員として報酬は既に受け取っており、審議会委員とする6,300円の報酬を二重に受け取ることも町民の理解を得られません。

既に知多半島では、南知多町以外9市町では、議員が国保運営協議会委員になっている自治体はありません。条例改正をしなくても、町長による思い切った任命委嘱変更ですぐにできます。非民主的制度は町長の一言で改善すべきです。

第2の問題は、県一高いと言われる国保税を払える国保税にするために、一般会計の繰入額をもっと増やすべきです。

特に、国保税の均等割を生まれたばかりの赤ちゃんからも1人2万5,000円も取るのは問題です。一般会計からの繰入額を増やして、まずは第3子からの均等割軽減措置を取ることが必要です。もっと払える国保会計にできるはずです。

以上をもって反対討論といたします。

#### ○議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第3 認定議案第3号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（藤井満久君）**

日程第3、認定議案第3号 令和元年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）**

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、特別徴収保険料現年度分の徴収率が100%を超えているのはなぜか。答弁としまして、資格喪失により保険料が還付となったが、出納閉鎖までに還付先が判明せず、還付未済となったものがあるためです。

次の質疑としまして、諸収入の保険料還付金とは何か。答弁としまして、後期高齢者医療保険料は、収納をした額が保険料等負担金として愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付するため、還付が翌年度になった場合には、還付額が保険料還付金として広域連合から支払われるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第4 認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

##### ○議長(藤井満久君)

日程第4、認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

##### ○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護保険料現年度分の収入未済額が103万2,700円あるが、対象者が何名でどのような対応を行ったか。答弁としまして、対象者は35名で、滞納者に対して督促状による納入依頼及び催告書の送付、戸別訪問を行いました。

次の質疑としまして、介護給付費準備基金は、次期介護保険事業計画において全額投入されるのか。答弁としまして、介護保険事業運営の安定のために適正な投入額を計画し、介護保険運営協議会にお諮りし、決定します。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

##### ○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

5番、内田議員。

#### ○5番(内田 保君)

それでは、認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

1点だけ問題を指摘します。

この第一の問題は、さきの国保特別会計でも国保運営協議会の問題と同じく、介護保険運営協議会で同じような議員を委嘱している不正常的な支出があるということです。

南知多町介護保険運営協議会規則3条では、それぞれの保健医療関係者、福祉関係者、被保険者の代表、費用負担の関係者、知識や経験を有する者、町議会関係者、その他町長が必要と認める者に委員を委嘱することになっています。決算では、4名の議員が介護保険の原案を扱う協議会に参加しております。町長が規則変更して議員枠を削除すれば済むことで、議会と執行機関の補助機関との区別を、責任を明確にさせることが必要です。議員は、議会で町長提案の介護保険料をチェックすることが本来の職務です。審議会、協議会は広く議員以外の町民の皆さんの意見を聞く場とすべきです。国でも県でもそうっております。報酬の二重取りはやめるべきです。介護保険でこのような不正常的な状態になっている町は、この知多半島に南知多以外にはありません。

以上、介護保険特別会計決算認定の反対討論といたします。ありがとうございました。

#### ○議長(藤井満久君)

次に、賛成の討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第5 認定議案第5号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長（藤井満久君）**

日程第5、認定議案第5号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木浩二君）**

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に  
ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、集落排水使用料の収入未済額は156万1,587円とあるが、滞納者は何  
人か。答弁としまして、令和元年度の現年度分及び令和元年度以前の過年度分合わせて  
37人です。

次の質疑としまして、管路新設工事を7.7メートル実施しているが、この工事で接続  
者が何件増えたのか。答弁としまして、一般家庭で1件増えました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第6 認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長（藤井満久君）**

日程第6、認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

**○総務建設委員長（鈴木浩二君）**

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、基金積立金は当初予算に計上されていなかったが、積み立てることができたのはなぜか。答弁としまして、当初予算において駐車場改修工事に多額の費用を要するため、基金からの繰入れを予定していましたが、改修工事費の減額や平成30年度決算の繰越金が多かったことにより、繰入れすることなく積立てできたためです。

次の質疑としまして、地方債の現在高と償還はいつまでか。また、償還後の基金の使い道は何か。答弁としまして、令和元年度末現在の地方債残高は8,992万5,000円で、令和6年に償還終了の予定です。また、基金は今後見込まれる施設の老朽化に伴う大規模改修工事等に充当します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第7 認定議案第7号 令和元年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（藤井満久君）

日程第7、認定議案第7号 令和元年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、人口減少により給水戸数、給水人口及び年間総給水量が減少しているが、水道料金の値上げは考えているか。答弁としまして、現在、人口減少による水道料金の減少や今後の老朽管更新計画を検討するために水道基本計画を策定中であります。その中で、水道料金の値上げが必要かどうかの検証をしていきます。

次の質疑としまして、給水戸数は前年度より減少して8,246戸となっているが、一般家庭の割合は全体の何%か。答弁としまして、8,246戸のうち一般家庭は6,805戸で、全体の82.5%となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第8 議案第64号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第8、議案第64号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、手数料条例の根拠となる南知多町の住民基本台帳条例はあるのか。また、制定する予定はあるか。答弁としまして、本町では住民基本台帳条例はなく、必要ないと考えるため、制定する予定はありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第65号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第65号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第65号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

保健介護課関係について。

質疑としまして、老人保護施設入所者徴収金の算定根拠は。答弁としまして、老人保護措置費の費用徴収基準に基づき、前年の対象者の収入から必要経費を控除した金額を基に算定しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、観光振興事業補助金の新型コロナウイルス対策とは具体的にどのようなことに補助するのか。答弁としまして、町観光協会が実施する、例えばバーチャル旅行の動画配信による誘客促進など、新型コロナウイルスに対応した観光スタイルや新しい生活様式に即したソフト事業などの取組に対して補助します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第66号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第66号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第66号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新型コロナウイルス感染症による国保税の減免について、どのよう

な周知をしたか。答弁としまして、国保税の納税通知書にお知らせのチラシを同封するとともに、町ホームページと町広報 7 月 1 日号で周知しました。

次の質疑としまして、新型コロナウイルス感染症による国保税の減免では、主たる生計維持者の前年合計所得金額より減免割合が異なり、300万円以下は10割、400万円以下は8割、550万円以下は6割、750万円以下は4割、1,000万円以下は2割であるが、減免割合ごとの件数は何件か。答弁としまして、7月の申請受付分では、減免割合10割が140件、8割が46件、6割が59件、4割が25件、2割が13件、合計283件です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第67号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第67号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第68号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第68号 令和2年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の

件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第68号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免は何名の方が対象となるのか。答弁としまして、令和2年度末までに納期限が設定をされる第1号保険者の減免の申請者数は330人を見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第68号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時30分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時20分 〕

〔 再開 10時30分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

ここで、文教厚生委員長から委員長報告の申出がありましたので許可します。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

認定議案第1号のうち保健介護課関係について答弁の誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

質問につきましては、障がい者通所施設歯科健診事業補助金について、健診結果について通所者に虫歯があった場合のというところで、答弁としまして、「知多郡医師会南部会」と答弁しましたが、「知多郡歯科医師会南部会」ということで誤りがありましたので、訂正をいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

ここで皆さんにお諮りいたします。ただいま町長から議案第69号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第69号を議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。追加日程第1、議案第69号を議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 議案第69号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第10号）

○議長（藤井満久君）

追加日程第1、議案第69号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

それでは、議案第69号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第10号）につつまし

て、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,925万3,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

下段の表、3.歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は1,234万5,000円の増額補正でございます。これは、国の協力要請により、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行する場合を見据え、希望する高齢者等に対してインフルエンザワクチン接種を推進することで重症患者の発生を抑えることを目的に、10月1日から接種を希望する65歳以上の高齢者等を対象としたインフルエンザワクチン接種に要する経費のうち、自己負担相当分を補助することで、自己負担なしとするための経費及び接種率の増加見込み分等を含め増額補正をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

上段の表、2.歳入でございます。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は650万円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました高齢者等に対するインフルエンザワクチン接種を推進するため、接種に係る費用の町負担分以外に当たる、いわゆる自己負担相当分に対する補助金でございます。

次に、20款1項1目繰越金は584万5,000円の増額補正でございます。これは、高齢者等のインフルエンザワクチン接種を自己負担なしとすることによる接種率の増加を見込んだ高齢者等のインフルエンザワクチン接種に係る町負担分の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

確認をさせてください。

これで65歳以上は無料になるということで、当初と見込みまして、この助成対象拡大により接種率が何%に伸びたか。当初との差を教えてください。以上です。

○議長(藤井満久君)

保健介護課長。

○保健介護課長(田中直之君)

自己負担額なしとしたことによって接種率がどれくらい増えるかという御質問について答弁させていただきます。

まず、接種見込み数につきましては、当初予算では3,347人を見込んでいたものを、今回補正予算では自己負担なしとした場合の接種率の増加を見込み、65歳以上人口の75%に相当します5,000人と見込んでおります。接種率につきましては75%を見込んでおります。以上でございます。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

もう一点教えてください。

今のこのお金ですが、もし5,000人にならない場合については、自己負担がゼロ円というところは、国のほうにまた返却をするのか、どちらでしょうか。

○議長(藤井満久君)

保健介護課長。

○保健介護課長(田中直之君)

接種見込み者数が5,000人に達しなかった場合、県に返金するのかという御質問なんですけれども、こちらは見込みとしましては5,000人を見込んでおりまして、実際に接種した実績に対して県のほうから補助金を頂く形になります。以上でございます。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第69号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

#### ○議長（藤井満久君）

日程第13、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

#### ○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対し、各委員に意見を求めました。

意見としまして、教職員の数は現在減らされており、子どもたちのために教職員数を

増やしたほうがよいという意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第2号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

---

日程第14 請願第3号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める  
意見書の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第14、請願第3号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成な  
しでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

5番、内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

それでは、請願第3号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める  
意見書の採択を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

今年、広島・長崎は原爆投下から75年目の原爆の日を迎えました。核兵器は、その破  
壊力、健康への有害な影響力から、核兵器が存在し続けることは、人類に対する重大な  
脅威です。被爆75年、8月6日に行われた広島被爆者7団体と安倍首相との面談で、私  
たちの命のあるうちに核兵器のない世界をどうか現実のものとしてくださいと切なる訴  
えがなされました。

また、新型コロナウイルスのパンデミックの下で、軍備増強がウイルスと闘う上でも  
何の意味もないということ、そして核兵器廃絶をはじめ大規模な軍縮を行い、コロナ対  
策に力を集中することこそが今求められていると考えます。

核兵器廃絶を目指す潮流は大きく前進してきています。2017年7月7日、国連で122  
か国の賛成を得た核兵器禁止条約は、最近の国連が定めた国際平和デーに当たる9月21  
日に地中海の島国、マルタが批准し、45か国が批准しております。発効に必要な批准国  
数は50か国であります。あと5か国となる下で日本政府の姿勢が厳しく問われている  
と言えます。

日本政府は、目標は共有しているが、我が国のアプローチとは異なる、橋渡しに努め  
るとして、この条約に反対を表明しております。今こそ日本は、唯一の戦争被爆国とし

て核兵器禁止条約に署名・批准して、地球上の核兵器廃絶に向けた国際間の調整役など、指導的役割を果たすべきです。核兵器の存続は、人類が現在、地球を守るのか、自滅の道に進むのかの岐路に立っています。米国の原爆投下以来、被爆者が長年闘ってきた苦しみを二度と決して繰り返させてはなりません。

そのために日本政府及び国会に対し核兵器禁止条例に署名・批准することを強く要請するこの意見書の採択は、被爆国の住人としての私たち一人一人に求められていることではないでしょうか。南知多町議会にとっても誇りある意見書採択であると考えます。

議員の皆さんの一人一人の決意と賛成を強く願います。終わります。

**○議長（藤井満久君）**

次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

---

**日程第15 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書**

**○議長（藤井満久君）**

日程第15、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、片山陽市議員。

**○3番（片山陽市君）**

発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成と様々な教育課題の克服のため、定

数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第3号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（藤井満久君）

日程第16、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、石垣菊蔵議員。

○6番（石垣菊蔵君）

発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、意見書の要約をもって提案理由の説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。

この中で地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後、地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供をしていくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

よって、地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるため、意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第4号の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 閉会中の継続審査(調査)について

##### ○議長(藤井満久君)

日程第17、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査(調査)の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

---

##### ○議長(藤井満久君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第5回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[ 閉会 10時49分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 片 山 陽 市